

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年6月17日（平成27年（行情）諮問第362号）

答申日：平成28年10月27日（平成28年度（行情）答申第487号）

事件名：鉄道部安全指導課の旅行命令簿，復命書等を収めた行政文書ファイルにまとめられた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求1ないし請求3に係る文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，請求1及び請求2につき別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とし，請求3につきこれを保有していないとして不開示とした各決定については，別紙の3に掲げる文書につき，改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，近畿運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成26年1月21日付け近運総広第138号による開示決定，同月22日付け近運総広第140号による一部開示決定及び同月21日付け近運総広第139号による不開示決定（以下，順に「処分1」，「処分2」及び「処分3」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね次のとおりである。

(1) 処分1について

ア 平成21年度以前の旅行命令簿が存在する可能性について

最も古い年度の旅行命令簿の開示を求めた請求に対し，処分庁は処分1にて，平成22年度の旅行命令簿を開示した。

しかし，下記(4)に示す事例により，「処分庁が，さらに古い年度の旅行命令簿を保有していながら，廃棄したと偽って文章隠しをしている可能性」が否定し得ないため，平成21年度以前の旅行命令簿を開示することを求める。

イ ファイル情報記載部分について

処分庁は処分1にて、行政文書ファイルの背表紙を開示したが、「ファイルの分類や保存期限等を記載した部分や、文書整理ラベルシールを貼付した部分」（以下、第2において「ファイル情報記載部分」という。）を開示していない。よって、ファイル情報記載部分を開示することを求める。

(2) 処分2について

ア 不適正な手続について

平成25年11月28日、審査請求人は処分庁に対し、本件開示請求をした。

すると、処分庁は、平成25年12月19日付けの電子メールにて、「文書枚数が2000枚程度となること、業務がふくそうしていること」等を審査請求人に伝えた。そこで、審査請求人は平成25年12月24日付けの電子メールにて、開示請求対象文書を200枚ないし210枚程度に絞り込む意向を伝え、文書の絞り込みに必要な情報について質問をした。

しかし、処分庁は突如として、平成26年1月9日付けの郵送文書にて、審査請求人に対して今後、電子メールによる回答をしない旨を通告した。また処分庁は、平成25年12月19日付けで、「文書枚数が多いこと、年末年始で勤務日が少ないこと、業務がふくそうしていること」を理由に「開示決定等の期限の延長」を決定する一方で、処分2では2439枚の文書の開示を決定している。

「文書を210枚程度まで、絞り込む機会」があったにもかかわらず、「文書の絞り込みについての審査請求人との連絡を突如として一方的に拒否し、多忙を理由に開示決定を延長しておきながら2439枚の文書の開示を決定した処分庁の行為」は、大変に不自然である。

上記の経緯から、処分3は不適正な手続によって開示決定された可能性がある。よって、「手続及び処分及び開示の実施」に不適正な部分があるなら、これを是正することを求める。なお「是正する必要がある不適正な手続」として、下記の行為等が考えられる。

(ア) 処分庁は2439枚の文書の開示を決定したが、実は開示請求対象文書はこれよりも多く、「2439枚より多い部分の文書」を、処分庁は文書隠ししている。

(イ) 審査請求は「行政文書の開示の実施方法等申出書」にて、「指定する方法による順に従って、1枚目ないし210枚目の文書の開示を実施する」ことを求めた。しかし、処分庁が開示を実施した210枚の文書は「指定する方法による順」に従っておらず、「開示を実施されるべき文書」が開示されていない。例えば、次のイに記すファイルの背表紙など。

イ ファイルの背表紙とファイル情報記載部分について

処分庁は処分2にて、行政文書ファイルの背表紙1枚を開示したが、他にもファイルの背表紙が存在する可能性がある。また、ファイル情報記載部分を開示していない。よって、これらを開示することを求める。

(3) 処分3について

ア 古年度3文書が存在する可能性について

処分庁は処分3にて、不存在を理由に「平成17年度及び平成18年度の復命書、旅行命令簿、保安監査会議」（以下、第2において「古年度3文書」という。）を不開示としている。

しかし、下記(4)に示す事例により、「処分庁が、古年度3文書を保有していながら、廃棄したと偽って文書隠しをしている可能性」が否定し得ないため、これを開示することを求める。

特に復命書について、処分3の「不開示とした理由」のとおり保存期間が3年とすれば、平成17年度の復命書は平成21年3月末に保存期間満了となって平成21年度中に廃棄され、平成18年度の復命書は平成22年3月末に保存期間満了となって平成22年度中に廃棄されているはずである。

しかし、下記(4)に示すとおり、処分庁は平成23年7月27日の時点で「平成17年度の復命書約470枚及び平成18年度の復命書約380枚を保有している」と回答している。処分庁の当該回答が事実であるなら、平成17年度の復命書は5年以上、平成18年度の復命書は4年以上保存されていたことになり、保存期間が3年とする処分庁の「不開示とした理由」と相違することとなるから、「処分庁が現在も当該復命書を保有している可能性」が否定し得ない。

イ 廃棄文書目録等について

処分庁は処分3にて、古年度3文書に係る「文書の廃棄を記録した、行政文書ファイル管理簿以外の文書」（以下「廃棄文書目録等」という。）について、不存在を理由に不開示としている。しかし、次の理由により、処分庁は廃棄文書目録等を作成・保有していると考えられるため、これを開示することを求める。

(ア)「国土交通省大臣官房長が平成20年12月10日付けで発出した国官総第576号『今後の行政文書の管理に関する取組について』」により、少なくとも平成21年度以降に廃棄された文書については、廃棄文書目録等が作成されているはずである。

(イ) 関東運輸局は、平成25年1月4日付けの関総総第380号において「平成21年度」の、平成25年3月28日付けの関総総第4

80号において「平成14年度ないし平成19年度」の廃棄文書目録を開示する決定をした。7か年度分の廃棄文書目録の開示決定は、「平成22年4月27日付けの関総総第29号において、不存在を理由に不開示決定した文書」を追加開示したもので、実質的に「文書隠し」されていた文書の一部が、2年11か月を要してようやく開示されたものである。当該事例は、「地方運輸局が平成14年度以降に廃棄文書目録等を作成していた事実」及び「地方運輸局が情報公開制度において廃棄文書目録等を文書隠しした事実」を示すものであり、処分庁においても、処分3に係る廃棄文書目録等を作成・保有しながら、これを「文書隠し」している可能性がある。

(4) 古い年度の保有文書を開示しなかった事例について

平成22年10月12日、審査請求人は処分庁に対し、鉄道部安全指導課の復命書の開示請求をした。開示請求後の「文書の絞込みに係る連絡」において、処分庁は審査請求人に対し、保有する復命書は平成19年度以降のものであると教示したため、審査請求人は平成19年度の復命書他の開示を求めた。処分庁は別件処分にて、これを開示した。

しかし、平成18年度以前の復命書を保有している可能性について、平成23年7月20日付けの電子メールで審査請求人が指摘したところ、処分庁は平成23年7月27日付けの電子メールにて、「平成17年度の復命書を約470枚、平成18年度の復命書を約380枚保有している」と回答した。当該事例は、「処分庁が古い年度の文書を保有しながら、その存在を隠し開示しなかった事例」である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、近畿運輸局長に対し、別紙の1に掲げる「本件請求文書」の開示を求めてなされたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、文書3の法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行うとともに、平成17年度及び平成18年度の復命書、旅行命令簿及び保安監査会議を不存在を理由とする不開示決定を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、本件対象文書の他に保有している文書があるはずなので、これに関する文書の開示を求めるとして審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

上記第2のとおり。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人の上記主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 平成21年度以前の旅行命令簿が存在する可能性について

鉄道部安全指導課が保有する「旅行命令簿」については、国土交通省行政文書管理規則（平成23年4月1日国土交通省訓令第25号。以下「文書管理規則」という。）14条に基づき、保存期間を3年と定めている。

審査請求人が主張する平成21年度以前の旅行命令簿で検証してみると、旅行命令簿の保存期間が3年であることから、例えば平成21年度の旅行命令簿の保存期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日まで保存することとなっており、開示請求時点において保存期間満了により廃棄されており、不存在であったとの処分庁の説明に特段、不自然、不合理な点は認められず、原処分の文書特定は妥当であったと判断できる。

(2) ファイルの情報記載部分について

審査請求人が主張するファイル情報記載部分については、文書管理規則15条に基づき、ファイリング用具には、作成年度、文書の分類、名称、保存期間、保存期間満了日、管理者を表示するよう定めている。

しかしながら、原処分により開示した文書には、当該情報が表示されていなかった。これについて、処分庁からは、適切な文書管理がなされていなかったため、当該情報が表示されていない状態で開示したものであるとの説明があった。

諮問庁としては、処分庁の文書管理が不適切であったとの説明に特段、不自然、不合理な点は認められず、ありのままの状態を開示した処分庁の処分は、妥当であったと判断する。

(3) 古年度3文書が存在する可能性について

上記(1)で述べているとおり、「旅行命令簿」については、文書管理規則14条に基づき、保存期間は3年と定めており、「復命書」についても、同様に3年と定めている。このため、平成17年度の旅行命令簿及び復命書については平成18年4月1日から平成21年3月31日まで、平成18年度の旅行命令簿及び復命書については、平成19年4月1日から平成22年3月31日まで保存することとなっていた。また、「保安監査会議」に関する文書については、同条に基づき、保存期間を1年と定めており、保存期間は、平成17年度の文書については平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、平成18年度の文書については平成19年4月1日から平成20年3月31日までとなっている。

したがって、いずれの文書も開示請求時点において、保存期間満了により不存在であったとの処分庁の説明は、特段、不自然、不合理な点は認められず是認できるものである。

(4) 古年度3文書の廃棄文書目録について

行政文書の廃棄の記録は、国土交通省文書管理規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第2号（平成23年4月1日廃止）。）40条において行政文書ファイル管理簿に廃棄した旨を記録した上で、廃棄した日の翌日から起算して5年経過後に、その記録を削除することとされていた。しかしながら、行政文書ファイル管理簿は、審査請求人の請求文書から明確に除かれており、本件開示請求の対象となっていないため、該当する文書は存在していなかったとの処分庁の説明に特段、不自然、不合理な点は認められず是認できるものである。

なお、審査請求人は、通達が発出されたことにより、廃棄文書目録等を作成・保有している可能性があると主張するが、諮問庁として通達を確認したところ、「廃棄文書目録」を作成又は使用することはもちろん、「廃棄文書目録」という文言も、一切記載されておらず、これをもって廃棄文書目録等を作成・保有しているという審査請求人の主張は是認することはできない。

(5) 文書の探索について

諮問庁は、本件審査請求を受けて、処分庁に対し、念のため処分庁の事務室内の書架、机及び倉庫の探索を指示したところ、処分庁からは、既に関示されている文書以外に新たな文書は発見されなかったとの報告を受けている。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件請求文書につき、本件対象文書を特定して行った原処分については、妥当であったと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年6月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年9月26日 審議
- ④ 同年10月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる請求1ないし請求3に係る文書（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、処分1において、請求1に該当するものとして別紙の2に掲げる文書1及び文書2を特定して全部開示し、処分2において、請求2に該当するものとして別紙の2に掲げる文書3及び文書4を特定してその一部を不開示とし、処

分3において、請求3に該当する文書を保有していないとして不開示とする各決定を行った。

これに対し異議申立人は、①請求1及び請求2について、外にも開示されていない文書が存在する可能性がある、②請求3について、不存在とされた文書は存在するはずであるとして原処分取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 請求1及び請求2について

ア 処分庁は、請求1に該当するものとして平成22年度の旅行命令簿（編てつされるファイルの背表紙を含む。）を特定し、請求2に該当するものとして平成22年度の出張計画書及び復命書（編てつされるファイルの背表紙を含む。）を特定しているところ、審査請求人は、請求1に関して、外にも、平成21年度以前の旅行命令簿が存在するはずである旨主張し、また、請求1及び請求2に関して、特定された文書2及び文書4にはファイルの分類や保存期間等が記載されていないので、外にも、書誌的情報を記載したファイルの背表紙が存在するはずである旨主張している。

イ そこで、上記アの点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 請求1に係る旅行命令簿について

a 鉄道部安全指導課が保有する旅行命令簿については、文書管理規則14条に基づき、保存期間を3年と定めているところ、このことは、それ以前の国土交通省文書管理規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第2号。平成23年4月1日廃止。以下「旧文書管理規則」という。）においても同様であった。

b 請求1において、審査請求人は「最も古い年度のファイル」の開示を求めていることから、処分庁は、処分1において、開示請求時点（平成25年12月2日）で保有している最も古い年度のものである平成22年度の旅行命令簿である文書1を特定し、開示決定を行った。

c 審査請求人は平成22年度より更に古い年度の旅行命令簿を保有していながら、廃棄したと偽って文書隠しをしている可能性が否定し得ないと主張するところ、旅行命令簿の保存期間が3年であることから、例えば平成21年度の旅行命令簿の保存期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までであり、開示請求時点において、保存期間満了により廃棄され、不

存在であったとの処分庁の説明に特段、不自然・不合理な点は認められず、原処分の文書特定は妥当であった。

(イ) 請求 1 及び請求 2 に係る文書整理ラベルシール（ファイルの背表紙）について

a 文書管理規則 15 条は、ファイリング用具には、作成年度、文書の分類、名称、保存期間、保存期間満了日、管理者を表示するよう定めている。

b しかしながら、原処分で開示した文書 2 及び文書 4 には、確かに審査請求人が指摘するように、ファイルの名称のみが表示され、作成年度、文書の分類、名称、保存期間、保存期間満了日、管理者等の表示がされていなかった。

これについて、処分庁からは、「本件においては、文書管理規則 15 条に基づいた適切な文書管理が行われていなかった事実が認められたが、ありのままに開示することが適当と判断し、その全部を開示したものであり、外にこれらの情報が記載された文書整理ラベルシール（ファイルの背表紙）は存在しない」旨の説明を受けている。

c 諮問庁としては、処分庁の、本件の文書管理が不適切であったとの説明については、正にそのとおりであったといわざるを得ないと判断するが、他方で、外に種々の書誌的情報が記載された文書整理ラベルシール（ファイルの背表紙）は存在しないとの説明については、特段不自然・不合理な点は認められないことから、ありのままの状態を開示した処分庁の原処分は妥当であると考えられる。

(ウ) なお、本件審査請求を受けて、諮問庁において処分庁に対し、念のため処分庁の事務室内の書架、机及び倉庫の探索を指示したところ、処分庁からは、既に開示されている文書以外に新たな文書は発見されなかったとの報告を受けている。

ウ 原処分において特定した文書 1 ないし文書 4 以外に、請求 1 及び請求 2 に該当する文書は存在しないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、請求 1 及び請求 2 に対し、本件対象文書である文書 1 ないし文書 4 を特定したことは妥当である。

(2) 請求 3 について

ア 審査請求人は、請求 3 に関して、①平成 17 年度及び平成 18 年度の復命書、旅行命令簿及び保安監査会議のファイル（文書）は存在するはずである、また、②廃棄文書目録等の廃棄記録を作成・保有

しているはずである旨主張している。

イ そこで、上記アの点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 平成17年度及び平成18年度の復命書、旅行命令簿及び保安監査会議に係る文書の保有の有無について

- a 上記(1)イ(ア)aのとおり、旅行命令簿については、旧文書管理規則に基づき保存期間を3年と定めていたところ、復命書についても同様に3年と定めていた。このため、平成17年度の復命書及び旅行命令簿の保存期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までであり、保存期間満了後廃棄済みである。
- b 平成18年度の復命書及び旅行命令簿については、担当者が誤って保存期間を5年と設定したため、保存期間が平成19年4月1日から平成24年3月31日までとなり、その後、平成25年1月10日に廃棄された。
- c 保安監査会議に係る文書については、旧文書管理規則において保存期間を1年と定めており、平成17年度の文書の保存期間は平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、平成18年度の文書の保存期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までであって、いずれも保存期間満了により廃棄済みである。
- d 平成17年度及び平成18年度の復命書及び旅行命令簿が廃棄済みであることについては、行政文書ファイル管理簿にその旨の記録があり、また、下記(イ)cのとおり、移管・廃棄簿の記録によって確認済みである。一方、保安監査会議に係る文書については、行政文書ファイル管理簿に廃棄した旨の記録が記載されるものの、廃棄してから5年でその記録自体が削除されるため、廃棄したことの確認はできなかった。
- e 本件審査請求を受けて、念のため処分庁に指示して事務室内の書架、机及び倉庫を探索させたが、審査請求人が開示を求める文書は発見されなかった。

(イ) 廃棄の記録について

- a 審査請求人は、平成17年度及び平成18年度の復命書、旅行命令簿及び保安監査会議に係る文書の廃棄記録の開示を求めているところ、平成23年4月1日から施行された文書管理規則19条では、保存期間が満了した行政文書ファイルを国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイルに関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について総括文書管理者が調製し

た移管・廃棄簿に記載することとされている。

- b したがって、移管・廃棄簿に記録があれば、当該記録が対象になるものと考えられるが、原処分時点では、移管・廃棄簿の検索・出力方法が周知されていなかったことから、各部署から検索可能であるのかも分からず、審査請求人が開示を求める「廃棄を記録した文書」としての文書特定には至っていなかったものである。
- c 今般、当審査会から照会を受け移管・廃棄簿を確認したところ、平成17年度の復命書及び旅行命令簿が平成21年4月1日に廃棄され、平成18年度の復命書及び旅行命令簿が平成25年1月10日に廃棄されたとの記録を確認できたが、保安監査会議に係る文書の廃棄記録は確認できなかった。
なお、審査請求人は「廃棄文書目録」の存在を主張しているが、近畿運輸局では、上記移管・廃棄簿以外に廃棄を記録した文書を作成・保有していない。
- d 以上のとおり、移管・廃棄簿に平成17年度及び平成18年度の復命書及び旅行命令簿の廃棄記録が記載されていることが確認できたので、当該移管・廃棄簿を対象文書として特定することとしたい。

ウ 平成17年度及び平成18年度の復命書、旅行命令簿及び保安監査会議に係る文書については、保存期間が満了し既に廃棄されているとする上記諮問庁の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められない。

一方、当審査会において諮問庁から移管・廃棄簿の提示を受けて確認したところ、諮問庁が説明するとおり、平成17年度及び平成18年度の復命書及び旅行命令簿の廃棄記録が記載されていることが認められ、これら以外に廃棄記録が存在すると認めるべき事情も見当たらないので、移管・廃棄簿における平成17年度及び平成18年度の復命書及び旅行命令簿の廃棄記録（別紙の3に掲げる文書aないし文書d）を特定して改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、請求1及び請求2につき、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とし、請求3につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、請求1及び請求2について、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、請求3につ

いては、近畿運輸局において別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

(1) 請求1

下記Aの行政文書ファイルのうち，下記Bの文書。

A 「鉄道部安全指導課（前身組織を含む）の旅行命令簿」を収めたファイルのうち，最も古い年度のファイル

B ①行政文書ファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち，局が記載した部分の一切。即ち，局が作成した当該ファイルに係る目録等の文書，及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）

②ファイルにまとめられた行政文書の一切

(2) 請求2

下記Cの行政文書ファイルのうち，下記Dの文書。

C 「鉄道部安全指導課（前身組織を含む）の復命書」を収めたファイルのうち，最も古い年度のファイル

D ①行政文書ファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち，局が記載した部分の一切。すなわち，局が作成した当該ファイルに係る目録等の文書，及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）。

②ファイルにまとめられた行政文書の一切。

(3) 請求3

下記Eの行政文書ファイルについて，保有しているなら「下記Eのファイルのうち下記Gの文書」，保有していないなら「下記Fのファイルのうち下記Gの文書」

E 下記のファイルのうち，平成17年度及び平成18年度のファイル

① 「鉄道部安全指導課（前身組織を含む）の復命書」を収めたファイル

② 「鉄道部安全指導課（前身組織を含む）の旅行命令簿」を収めたファイル

③ 鉄道安全監査官（前身組織を含む）のファイル「保安監査会議」

F 「上記Eのファイルの廃棄を記録した文書」を収めている，「行政文書ファイル管理簿以外のファイル（廃棄文書目録など）」

G ①行政文書ファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち，局が記載した部分の一切。すなわち，局が作成した当該ファイルに係る目録等の文書，及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）

②ファイルにまとめられた行政文書の一切。

2 本件対象文書

【請求1】

文書1 平成22年度旅行命令簿

文書2 平成22年度鉄道部安全指導課の旅行命令簿を収めたファイルの背表紙

【請求2】

文書3 平成22年度出張計画書及び復命書

文書4 平成22年度鉄道部安全指導課の復命書を収めたファイルの背表紙

3 改めて開示決定等をすべき文書

文書a 移管・廃棄簿（平成17年度復命書の廃棄が記録された事項）

文書b 移管・廃棄簿（平成18年度復命書の廃棄が記録された事項）

文書c 移管・廃棄簿（平成17年度旅行命令簿の廃棄が記録された事項）

文書d 移管・廃棄簿（平成18年度旅行命令簿の廃棄が記録された事項）